

建設工事競争入札心得

高知県公営企業局

(趣旨)

- 第1条** 高知県公営企業局発注の建設工事及び建設工事に関係する委託業務における一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）のうち電磁的記録を用いた競争入札（次項において「電子入札」という。）以外のものの取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「規程」という。）及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年企業局管理規程第9号）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。
- 2 電子入札の取扱いについては、建設工事電子競争入札心得（平成22年2月9日制定）による。

(入札参加者の資格)

- 第2条** 競争入札に参加できる者は、次のとおりとする。
- (1) 一般競争入札においては、入札参加資格が有るとの通知を受けた者
- (2) 一般競争入札のうち、入札後に入札参加資格の確認審査を行うもの（以下「事後審査方式一般競争入札」という。）においては、入札前に入札参加資格無しとの通知を受けなかった者
- (3) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者
- 2 事後審査方式一般競争入札において、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）及びその配置予定技術者の実績に関する事項（次項において「施工実績に関する事項」という。）の入札参加資格については開札後1週間（閉庁日を含む。）以内に審査し、資格を有しない者には失格通知を行うものとする。
- 3 事後審査方式一般競争入札において、施工実績に関する事項以外の入札参加資格は入札参加資格申請期限後入札前に審査し、資格を有しない者には入札日の5日前（閉庁日を含む。）までに入札参加資格無しの通知を行うものとする。

(入札保証金)

- 第3条** 入札参加者は、入札執行前に規程第6条（規程第17条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規程第6条ただし書（規程第17条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

- 第4条** 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。
- 3 代理人が入札をするときは、委任状（押印の省略は不可）を入札執行者に提出してその確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。
- 4 入札書の押印を省略する場合は、入札会場で入札者又はその代理人の顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付き社員証等が該当。顔写真付きの名刺は不可。）を提示し、本人確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。
- 5 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者又は入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。

- 6 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。これらに関する入札執行者の指示に従わないときは、入札書投かん後であっても、入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- 7 入札公告等において認める場合には、次の方法により、郵便等により入札することができる。
 - (1) 入札書及び工事費内訳書（第6条第1項に定めるものをいう。）は、入札件名（工事（業務）名及び工事（業務）番号）、入札日時及び氏名（法人の場合は商号、名称）を記載した封筒に入れ、これを封かんする。
 - (2) (1)の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留により入札期日の前日までに必着するよう郵送する。
 - (3) 入札書の押印を省略する場合は、入札書に責任者氏名、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載しなければならない。

（入札の基本的事項）

- 第5条** 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を別記第1号様式による入札書に記載して入札しなければならない。
- 2 入札書の金額は、1円未満の端数を付すことができない。1円未満の端数を付したものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
 - 3 入札書の記載事項のうち、金額は訂正することができない。
 - 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正や文字の挿入は行わず、再作成しなければならない。
 - 5 前条第7項の規定による郵便等による入札にあつては、入札執行者がその場で開封して入札書を入札箱に投かんし、他の入札書と併せて開札する。
 - 6 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。
 - 7 次の場合には、入札は行わない。
 - (1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき（事後審査方式一般競争入札にあつては、入札参加者がいないとき）
 - (2) 指名競争入札において、入札の辞退等により入札者が1者となったとき
 - (3) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき
 - 8 一般競争入札においては、入札参加資格確認通知書で入札参加を認めた者が1者でもあるとき（事後審査方式一般競争入札にあつては、入札参加者が1者でもあるとき）は、入札を行う。

（公正な入札の確保）

- 第5条の2** 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（工事費内訳書）

- 第6条** 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を、入札に際し、全員必ず提出しなければならない。
- 2 工事費内訳書は、入札会場で作成することは認めず、その作成権限を代理人に委任することはできない。
 - 3 工事費内訳書は、別記第2号様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくてもよいものとする。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、別記第3号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送する（いずれの場合も、入札日の前日までに到達しなければならないものとする。）。
- (2) 入札執行中にあっては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書（押印を省略する場合を除く）
- (2) 押印を省略する場合において、入札者又はその代理人の本人確認が行えなかった入札書、入札参加者の記名（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名）を欠く入札書又は訂正や文字の挿入を行った入札書
- (3) 郵便等による入札で押印を省略する場合において、責任者氏名、担当者氏名若しくは連絡先（電話番号）の記入を欠く入札書又は開札時に入札書に記載した連絡先への電話により責任者若しくは担当者の在籍確認が行えなかった入札書
- (4) 誤字や脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (5) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書
- (6) 予定価格事後公表の入札において、予定価格を上回る価格の入札をした入札書
- (7) 第6条による工事費内訳書を提出しないとき又は提出された工事費内訳書に記載事項の不足や不備（必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や、入札金額と一致しないなど）があると判断されるとき（軽微な不足や不備は除く）
- (8) その他、入札の諸条件に違反した入札書

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき
- (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）が入札をしたとき
- (4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をしたとき
- (5) 所定の入札箱に投かんしなかったとき

- (6) 予定価格事前公表の入札において、予定価格を上回る入札書記載金額の入札をしたとき
 - (7) 最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をしたとき
 - (8) 第15条のくじに参加しないとき
 - (9) 明らかに談合によると認められる入札をしたとき
- 2 前項第6号に該当する入札を行った入札者で、事前公表されているにもかかわらずその価格で入札を行った理由書の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。
- 3 低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札に関して、次の各号のいずれかに該当する入札者は失格とする。
- (1) 第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する調査を行い、契約を締結することが適当でないとされたとき（調査基準価格を下回る価格の入札を行った者から工事費内訳書の提出がなかったときを含む。）。
 - (2) 第13条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の調査に協力しないと認められるとき（調査基準価格を下回る価格の入札を行った者が当該調査を入札参加申請時にあらかじめ辞退しているとき又は失格調査後に辞退したときを含む。）。
 - (3) 第16条第3項の規定により当該入札時に届け出た配置予定技術者を別の建設工事競争入札参加のための配置予定技術者として届け出てその入札を落札したため、当該配置予定技術者の配置ができなくなったとき。
- 4 政令第167条の10の2第1項を適用した一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）に係る施工計画の提案を求める場合において、当該提案が著しく不適当なものであると判断されるとき（提案のないときを含む。）は、その提案を行った者を失格とする。

（落札者の決定方法）

第11条 次条及び第13条に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（事後審査方式一般競争入札にあつては、事後審査において入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とする。

（最低制限価格を設けた場合等の落札者の決定方法）

第12条 当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（事後審査方式一般競争入札にあつては、事後審査において入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とする。

2 総合評価方式の落札者は、入札者の価格と、入札者の施工能力や配置予定技術者の能力その他当該工事の施工又は委託等業務における業務の実施に必要なと認められる事項の評価を入札価格と併せて算定した評価値が最も高く、かつ、入札価格が予定価格の範囲内である者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められるときはその者を落札者とせず、政令第167条の10の2第2項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最も評価値の高い者を落札者とするができる。

3 総合評価方式においては、事後審査方式一般競争入札とすることができない。

（調査基準価格を設けた場合の落札者の決定方法等）

第13条 低入札価格調査制度を適用して調査基準価格を設定し、契約締結の可否を調査のうえ落札者を決定する一般競争入札において、開札の結果、当該調査基準価格を下回る入札を行った者については工事費内訳書の内容の調査を行い、その結果当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事費内訳書の内容が別に定める失格基準に該当する場合を含む。）又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認め

られるときは、政令第 167 条の 10 第 1 項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。

- 2 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、当該調査を入札参加申請時にあらかじめ辞退している場合又は失格調査後に辞退する場合を除き、契約担当者等の行う調査に協力するものとし、調査資料の作成を指示されたときは、その指示された日までに当該資料を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 最低の価格で入札した者が 2 者以上あるときは、直ちにくじを引かせて前項の調査を実施する順番を決定する。
- 4 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者がある場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者が 2 者以上あるときは、直ちにくじを引かせて調査基準価格を下回る価格で入札した者が第 10 条第 3 項の規定により失格となったときに契約を締結する者を決定する。
- 5 前項までの規定は、総合評価方式において調査基準価格を定める場合に準用する。ただし、第 1 項中「政令第 167 条の 10 第 1 項の規定により」とあるのは「政令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により」と、「最低の価格をもって申込みした者」とあるのは「評価値が最高点となった者」と、第 3 項及び前項中「最低の価格で入札した者」とあるのは「評価値が最高点となった者」と読み替えるものとする。

(落札宣言)

第 14 条 第 11 条から前条までにおいて落札となる入札があったときは、工事番号及び工事名（委託業務にあっては業務番号及び業務名）、入札書記載金額に 100 分の 10 を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して、落札を決定する。

- 2 総合評価方式において落札となる入札があったときは、前項の規定によるほか当該落札者の評価点及び評価値を宣言しなければならない。

(同額等の入札者が 2 者以上ある場合の落札者の決定方法)

第 15 条 落札となるべき同額の入札をした者（総合評価方式においては評価値が同じ者）が 2 者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者（事後審査方式一般競争入札にあっては、事後審査で入札参加資格要件有りとな認められた場合に落札者となる者）を決定する。このとき、入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は、第 10 条第 1 項第 8 号により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

- 2 前項の規定は、第 13 条第 3 項及び第 4 項のくじ引きに準用する。

(入札の保留)

第 16 条 事後審査方式一般競争入札によるとき、調査基準価格を下回る入札が行われたとき又はその他やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

- 2 前項により入札の保留を行ったときは、速やかにその対応を決定し、すべての入札参加者に通知しなければならない。ただし、事後審査方式一般競争入札にあっては、第 11 条又は第 12 条第 1 項により落札者とすべき者で第 2 条第 2 項の入札後の審査において入札参加資格有りとなされた者には、別記第 4 号様式による落札決定通知を、入札参加資格無しとなされた者には、別記第 5 号様式による失格通知を行わなければならない。
- 3 第 1 項において、調査基準価格を下回る価格の入札が行われて入札の保留となったときは、第 13 条第 2 項の調査対象となる者を除く入札参加者は、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の建設工事競争入札の配置予定技術者として届け出ることができる。

(再度入札)

第 17 条 開札の結果、落札となるべき入札がないとき（事後審査方式一般競争入札にあつては、第 2 条第 2 項の開札後に審査するべき入札がないとき）は、前条の規定による場合を除き直ちに再度の入札を行う。ただし、指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が 1 者となったときは、この限りではない。

2 郵便等による入札を行い開札に立ち会わない者がいるときは、再度入札は日時を新たに決定して行わなければならない。

3 再度入札は、2 回（初度入札を含め 3 回）まで行う。

4 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思表示があったものとみなす。

5 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札を辞退した者

(2) 入札辞退として取り扱われた者

(3) 入札の結果失格となった者

6 建設工事に係る競争入札における再度入札に当たって、入札者は工事費内訳書の提出を要しないものとする。ただし、低入札価格調査制度を適用する建設工事に係る一般競争入札の再度入札において調査基準価格を下回る価格の入札を行った者については、第 13 条第 2 項の規定を準用し、併せて当該再度入札に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

(更改入札等)

第 18 条 入札不調（第 5 条第 7 項の規定により入札が行われなかった場合（以下この条において「入札不成立」という。）及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。）の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことによる同一工事（業務）に係る入札（以下「更改入札」という。）を行う。

(1) 一般競争入札

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行う。

(2) 指名競争入札

新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。ただし、第 5 条第 7 項第 2 号による入札不成立の場合には、当該入札者を再指名することを妨げない。

2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約の見積合わせを行う。

(1) 入札参加者が 1 者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者

(2) 入札参加者が 1 者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者

(3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札（再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。）を通じて、失格となった者を除き最低価格（総合評価方式においては最高の評価値）の入札者

3 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

(契約書の提出等)

第 19 条 落札者は、落札決定の日から閉庁日を含む 14 日以内に、契約書の案（公営企業局電気工水課のホームページに掲載するものとする。）に記名押印し、その他必要書類を添えて、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、契約当事者が別途その期日について定めた場合はこの限り

ではない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したものとして、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 9 号の規定により随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。
- 3 前項の随意契約の見積合わせは、第 11 条から第 13 条までの規定により、落札辞退者に次いで落札者となるべき者を相手方として行う。
- 4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。
- 5 前 3 項の規定のほか、落札者が契約を辞退する場合又は契約担当機関が落札決定を取り消す場合の取扱いについては、建設工事競争入札事務の手引（平成 22 年 3 月 31 日付け 21 高建管第 1274 号土木部長通知）において定める「契約辞退・落札決定取消の取扱いについて」による。

（現場代理人・技術者届等）

- 第 20 条** 落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届を提出しなければならない。
- 2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。一般競争入札においては、前項の届出でその入札の参加申請時に届け出た配置予定技術者又は総合評価において配置予定若手技術者として届け出た現場代理人を理由なく変更したときも同様とする。
 - 3 前項において落札決定を取り消す場合の取扱いについては、前条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。
 - 4 前 3 項の規定は、委託業務において技術者の届出が必要な場合に準用する。

（契約の保証金）

- 第 21 条** 落札者は、契約の締結に際し、規程第 22 条第 1 項の契約の保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規程第 23 条の規定により免除された場合又は規程第 22 条第 2 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。
- 2 落札者は、契約の保証金の免除（規程第 23 条第 7 号による場合を除く。）又は契約の保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

（異議の申立て）

- 第 22 条** 入札者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（入札記録）

- 第 23 条** 入札結果は、別記第 6 号様式による入札記録にとりまとめて公表する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この心得は、平成 20 年 4 月 23 日から施行する。
（他の心得の廃止）
- 2 「指名競争入札心得」（平成 12 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 20 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 21 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。ただし、工事費内訳書に係る部分は、平成 25 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 25 年 6 月 14 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。ただし、改正後の第 5 条第 1 項、第 14 条第 1 項及び別記第 1 号様式の規定は、同日以後に入札を行う一般競争入札又は指名競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を

行う指名競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この心得は、令和 4 年 4 月 18 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この心得は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この心得は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。